

埼玉県立循環器・呼吸器病センター排水処理施設運転管理業務特記仕様書

この業務は、委託業務共通仕様書に基づくほか、この仕様書による。また、この仕様書は、排水処理施設運転管理業務の大要を示すものであり、ここに記載されていない細部の事項についても、誠意をもって行うものとする。

1 業務場所

- (1) 埼玉県熊谷市板井 1 6 9 6
埼玉県立循環器・呼吸器病センター
- (2) 埼玉県熊谷市末広町 3 - 1 - 9、1 0
埼玉県立循環器・呼吸器病センター病院長及び副病院長級宿舎

2 委託業務施設

- (1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 排水処理施設
本処理場（740 m³/日長時間曝気方式、砂濾過：三次処理）、検査排水処理施設及び動物実験排水処理施設
- (2) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 宿舎用浄化槽
400人槽（接触曝気方式）
- (3) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 病院長及び副病院長級宿舎用浄化槽
小型合併処理浄化槽（7人槽×1基、6人槽×2基）
- (4) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 調理棟屋外
調理・洗濯棟グリストラップ（800×400×660×3基）
- (5) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 本館棟5階食堂
本館棟5階厨房グリストラップ（930×480×350）

3 業務の内容

- (1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 汚水処理施設（本処理場、検査排水処理施設、動物実験排水処理施設及び放流槽）
 - ア 浄化槽法に基づく汚水処理施設の保守点検、運転管理、薬剤投入及び清掃等 一式
 - イ 浄化槽法第11条の定期検査 一式
 - ウ 水質分析等 一式
 - エ 施設の薬品類の補充、調達、余剰汚泥の調整、施設保全のための小口部品、消耗品の調達・交換及び軽微な修繕等 一式
 - オ 余剰汚泥の処理 一式
- (2) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 宿舎用浄化槽
 - ア 使用停止中の設備等の異常の有無を確認する。
 - イ 浄化槽法第11条の定期検査 一式

- (3) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 病院長及び副病院長級宿舎用浄化槽
 - ア 浄化槽法に基づく保守点検、清掃、薬剤投入及び余剰汚泥引抜き 一式
 - イ 浄化槽法第11条の定期検査 一式
 - (4) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 調理・洗濯棟グリストラップ
 - ア 保守点検及び清掃 一式
 - (5) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 本館棟5階厨房グリストラップ
 - ア 保守点検、清掃及び余剰汚泥引抜き 一式
- 上記による他、別紙運転管理要領により実施するものとする。

4 業務基準

業務の実施に当たっては、浄化槽法、水質汚濁防止法、埼玉県生活環境保全条例、その他関係法令等の定めを遵守し、排出水が水質基準に適合するよう務めること。また、故障等の早期発見及び事故の未然防止等に務めること。

5 非常時の対応

乙は、定期保守のほか不時の障害など甲からの依頼を受けたときは、ただちに保守技術員を現場に派遣し、監督員の指示に従い必要な応急処置や保守点検修理等を行うこと。

6 人員の確保及び有資格者

- (1) 乙は、業務上必要な人員を配置しなければならない（週3回以上）。
- (2) 乙は、点検者が休暇の取得等で欠員となった場合でも支障なく業務が履行できるようにすること。
- (3) 配置すべき資格者は、次のとおりとし、排水処理に関する豊富な知識と経験を有していなければならない。
 - ア 技術管理者（浄化槽法）
 - イ 浄化槽管理士（浄化槽法）
 - ウ 水質関係公害防止主任者
 - エ その他甲が必要とする有資格者

7 維持管理の記録、報告及び保存

- (1) 運転管理日報
- (2) 汚濁負荷量測定記録
- (3) 浄化槽保守点検カード
- (4) 水質状況管理月報
- (5) 設備機器保守点検月報
- (6) 薬剤補充管理月報
- (7) 余剰汚泥搬出量表
- (8) 中水使用記録月報

- (9) 浄化槽清掃カード
- (10) その他甲が必要とする報告書

8 実施計画表及び日報等の報告書の提出

乙は、実施計画表及び非常時体制表を速やかに提出すること。また、業務完了後は、日報等の報告書を遅滞なく提出すること。

9 事故報告

乙は、排水処理施設の電気、機械、建築物、排水量及び水質等に異常を認めた場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。事故が発生した場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに監督員及び関係者に報告し、監督員の指示に従わなければならない。

10 負担区分

- (1) 委託業務に使用する電力、水道、燃料及び用紙類については、甲の負担とする。
- (2) 小修繕及び小工事に使用する主な材料は、甲の負担とする。
- (3) 委託業務に使用する薬剤は、乙の負担とする。
- (4) 委託業務に必要な工具類及び計測機器は、乙の負担とする。
- (5) グリス、ヒューズ、パッキン、ビス、釘、テープ及び潤滑油等の消耗品は、原則として乙の負担とする。

11 その他

乙は排水処理施設周辺、施設内及び機器設備類の清掃を行わなければならない。